

東京都
熱と電気の有効利用促進事業
(エコキュート・ハイブリッド給湯器)

助成金申請の手引き

R7 Ver1.2

2025/08/28

対象者：令和 7 年 5 月 30 日以降に事前申込を行う方

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 17 階

電話：03-6633-3826 (本事業の制度や事業全般に関するお問い合わせ)

03-6659-3467 (本事業に申請済みで、申請に関するお問い合わせ)

(創エネ支援チーム 熱と電気の有効利用促進事業 エコキュート担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～17:00

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については、「熱と電気の有効利用促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引き並びに公社の定めるところにより適用されます。申請をする前に、必ずご一読ください。

- 電話番号はお間違えのないようお願いいたします。
- 通話料がかかります。
- 基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。
- 申請は PC から行ってください。スマートフォンからの申請について、動作確認は行っておりません。

目次

助成金を申請される皆様へ	3
【更新履歴】	4
1.1 事業概要	7
1.2 助成対象者 (交付要綱第 3 条参照)	8
1.3 本事業の実施期間 (交付要綱第 4 条、第 7 条、第 13 条参照)	9
1.4 助成対象 (交付要綱第 4 条、第 6 条参照)	10
1.5 助成対象経費 (交付要綱第 5 条参照)	14
1.6 助成金の交付額 (交付要綱第 11 条参照)	16
1.7 本助成金の事前申込 (交付要綱第 7 条参照)	17
1.8 本助成金の交付申請 (交付要綱第 12 条、13 条参照)	17
1.9 手続代行者 (交付要綱第 14 条、第 15 条参照)	18
1.10 助成金の交付決定及び交付額の確定 (交付要綱第 16 条参照)	19
2.1 助成金交付の条件 (交付要綱第 17 条参照)	20
2.2 管理、譲渡等の報告等 (交付要綱第 9 条、第 10 条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条参照)	21
2.3 処分の制限 (交付要綱第 25 条参照)	23
2.4 交付決定の取消し (交付要綱第 26 条参照)	23
2.5 不正手続き等に対する措置 (交付要綱第 26 条の 2 参照)	24
2.6 助成金の返還 (交付要綱第 27 条参照)	24
2.7 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 28 条、第 29 条参照)	24
2.8 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱 30 条参照)	25
2.9 個人情報の取り扱い (交付要綱第 34 条参照)	25
2.10 電子申請について (交付要綱第 7 条、第 12 条参照)	25
3.1 申請書類を作成いただく前に.....	26

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という）が実施する熱と電気の有効利用促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

熱と電気の有効利用促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 必要な許可等について
次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている。
 - ・ 建設業法では、税込 500 万円以上（建築一式工事にあつては、税込 1,500 万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込 500 万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。（建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）
なお、一つの工事を 2 以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込 500 万円以上となる場合は、建設業の許可が必要（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。）。
 - ・ 電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があること。

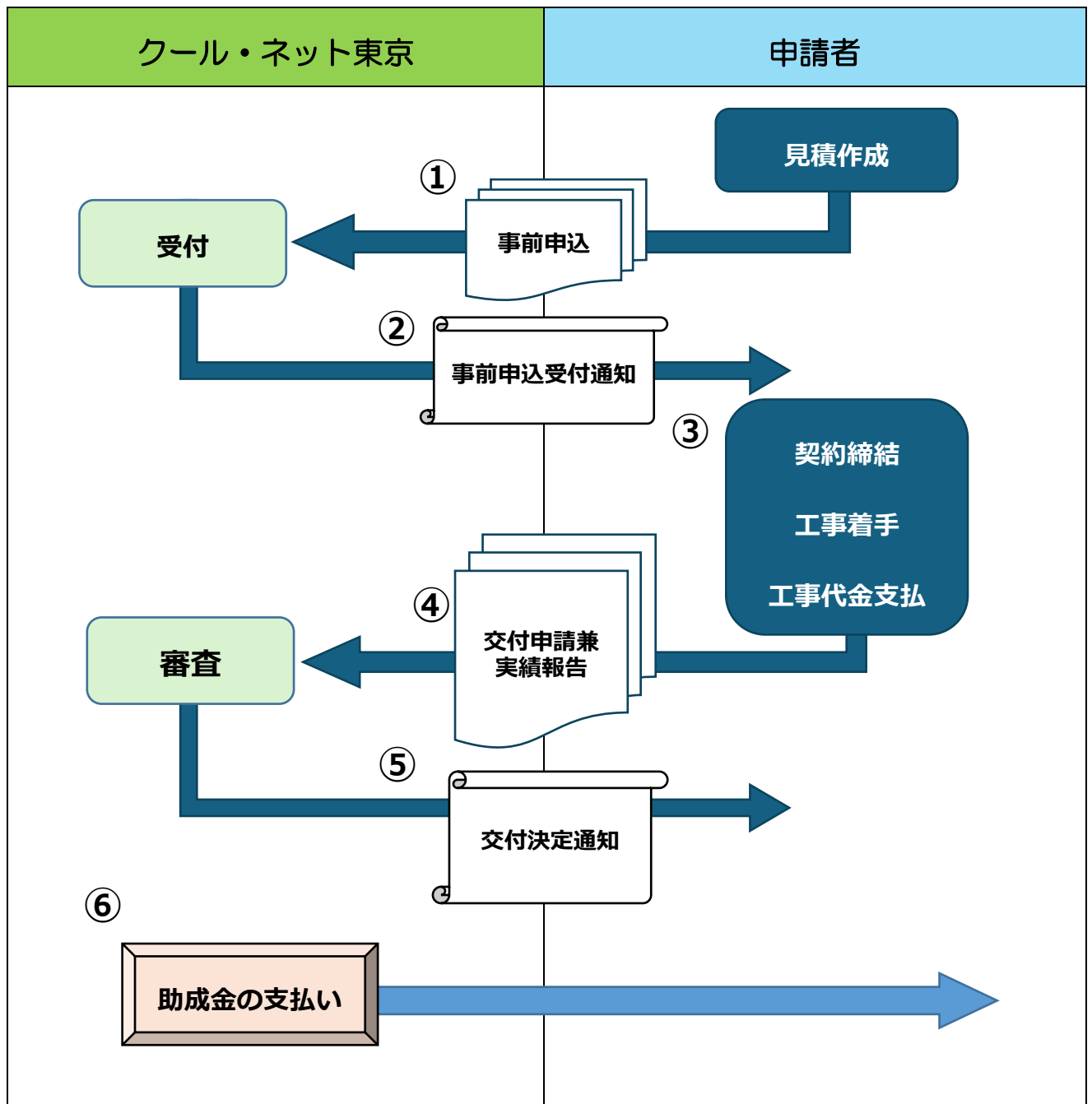
【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2025/5/30	-	初版作成
2	1.1	2025/6/30	-	体裁修正、内容の修正
3	1.2	2025/8/28	-	体裁修正、内容の修正

申請される方は、
本ページ及び別紙の添付書類の手引きをご確認ください。

【申請手続きの流れ】

(交付要綱第7条・第13条)



①申請者は助成対象の契約締結（購入、設置、保険加入）を行う前に、事前申込を行ってください。

- ※ **令和7年3月31日までに契約締結（購入、設置、保険加入）を行った場合は助成対象外です。**
- ※ 令和7年4月1日から令和7年6月30日までに契約締結又は契約締結及び工事を行った場合も助成対象になります。その場合は、令和7年5月30日から令和8年3月31日までに事前申込を行ってください。
- ※ 申請書作成日ではなく、申請書受付日が基準になります。
- ※ **事前申込は電灯契約ごとです。二世帯住宅や集合住宅などで電灯契約が複数あり、各々にエコキュート等を設置する場合は、複数の事前申込が必要です。また、連名での申請はできません。**

**㊦事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。
事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出してください。**

②公社は事前申込受付通知（メール）をお送りします。受付通知が届いていることを必ず確認してください。

※受付通知日以降から工事契約が可能となります。

③契約締結、工事着手、工事代金支払を行ってください。

④交付申請兼実績報告を下記のいずれか早い日までに行ってください。

**事前申込が受理された日から1年以内
令和11年3月30日**

交付申請兼実績報告書の提出後の契約書の日付の訂正は認めておりません。

助成対象設備の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。

事前申込から1年以内に申請ができない場合は無効となります。

なお、国及び他の地方公共団体による補助金を申請した（申請予定含む）場合は、国及び他の地方公共団体の補助金の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。

⑤公社で交付申請兼実績報告書を審査し、申請者（助成対象者）ご本人宛に交付決定通知書を送付します。

⑥交付決定通知書の送付から1～2か月程度で、公社より助成金を申請時の振込先へお振込みします。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

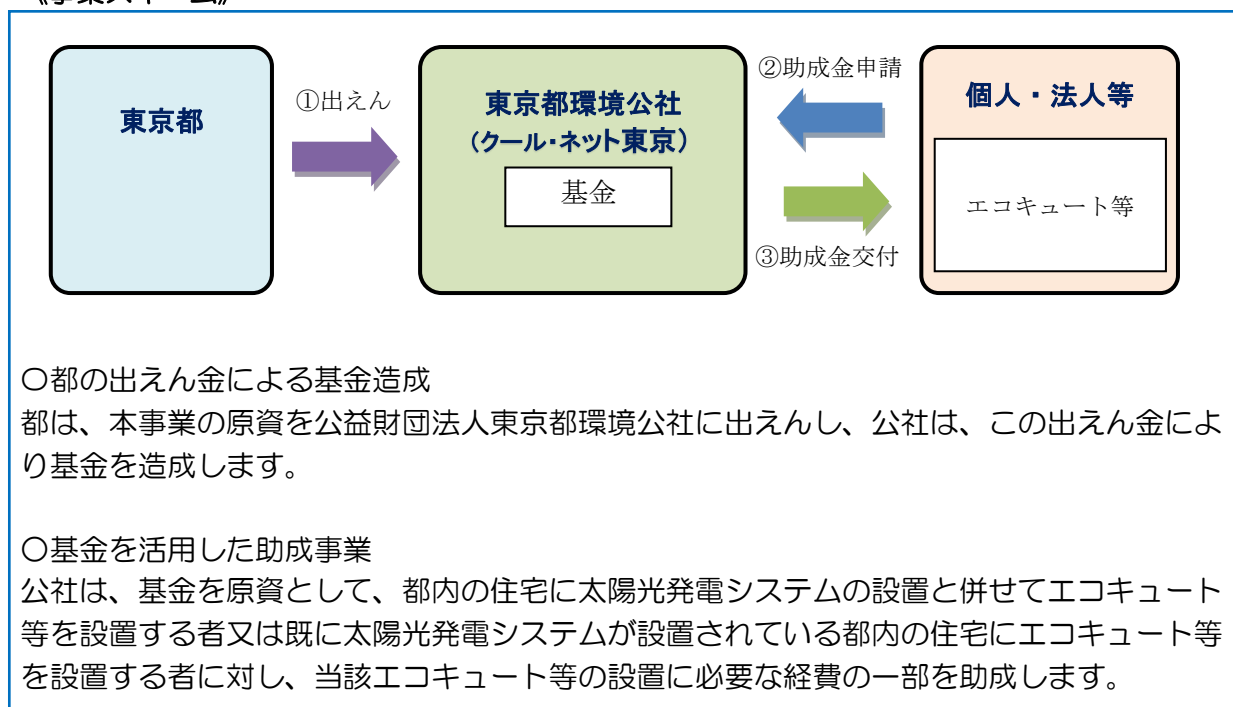
1.1 事業概要

《熱と電気の有効利用促進事業について》

熱と電気の有効利用促進事業（以下「本事業」という。）とは、公社が令和7年度から令和10年度（2029年3月）までにおいて、都内にある住宅に設置されているエコキュート等に対して、その経費の一部を助成することにより、熱と電気を無駄なく有効に利用していく取組として、再生可能エネルギーといった活用可能な熱源等の家庭における利用機器に対する導入促進を目的とするものです。

この事業の実施については、「熱と電気の有効利用促進事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び「熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われますので、申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者 (交付要綱第3条参照)

本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる設備（以下「対象設備」という。）を所有する、次の者になります。

- 所有するエコキュート等を都内の住宅に設置する個人又は法人。
 - 所有するエコキュート等を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人
 - その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。
 - 交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意する者であること。
- なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 東京都以外にお住まいの方であっても、都内に対象設備を設置する場合は、申請可能です。
- * 対象設備から供給される熱等利用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている必要があります。
- * 対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅（以下「助成対象住宅」という。）の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なってもかまいません。ただし、この場合は、対象機器を所有している賃貸オーナーが、申請してください。
- * リース等により対象設備を設置した場合は、当該設備の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- * 実施要綱で記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている設備の貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等（リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき対象設備を使用させる事業者）が設備を代わりに購入して借主等（リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づくエコキュート等の利用者）に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主等に支払うものであればよいものとします。
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。
- * 対象機器を設置する方は、新耐震基準等による建物の強度や設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。

1.3 本事業の実施期間（交付要綱第4条、第7条、第13条参照）

本年度からの助成金の事前申込の募集は令和7年度から令和9年度まで、交付申請兼実績報告は、事前申込から1年以内または令和10年度のいずれか早い日、助成金の交付は令和7年度から令和11年度まで行います。詳しいスケジュールは下記の通りです。

【令和7年度 スケジュール】

本年度の助成金の交付申請の募集の詳しいスケジュールは下記の通りです。

交付申請兼実績報告の申請は事前申込から1年以内に行ってください。



※受付は年度ごとに設定しています。

1.4 助成対象 (交付要綱第4条、第6条参照)

対象設備は、以下の要件に適合するものとします。なお、助成金の交付決定に当たっては、「2.1 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

また、助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金等（家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）や東京ゼロエミ住宅普及促進事業や東京ゼロエミ住宅導入促進事業など）の交付を重複して受けることはできません。

申請済みのもので重複していたことが判明した場合、本事業の申請は取下げとなります。

◆エコキュート・ハイブリッド給湯器

【要件】

次の要件（①～④）または要件（①、②、⑤）を満たすものが対象です。

①未使用品であること。

②以下の基準を満たすこと。

（１）エコキュートの場合（ヒートポンプを利用した給湯器で、電気ヒートポンプ給湯器）

エコキュートにあつては、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等（平成25年経済産業省告示第38号）におけるエネルギー消費効率、次の表に定める数値以上であること。
※おひさまエコキュートの場合は、次の表のエネルギー消費効率を満たしていないものも対象とします。

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	エネルギー消費効率
少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
			寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
	多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7

・対象機器は以下のHPよりエネルギー効率、貯湯缶数をご確認ください。

資源エネルギー庁 「省エネ型製品情報サイト」 <https://seihinjyoho.go.jp/>

・上記 HP に登録されていない場合は、エネルギー消費効率を仕様書で確認し、仕様書を添付してください。

(2) ハイブリッド給湯器の場合（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器）

一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること

- ・対象機器が、以下のHPに登録されているかをご確認ください。
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 「温熱・省エネ設備機器ポータルサイト」
https://shoenekikiportal.hyoukakyoukai.or.jp/#/hybrid_water_heaters
- ・上記 HP に登録されていない場合は、年間給湯効率を仕様書で確認し、仕様書を添付してください。

③太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること。
（台所リモコン及び無線 LAN アダプターの型番が分かる設置後写真の提出が必要となります。詳細は、「添付書類の手引き」で確認してください。）

(1) エコキュートの場合

- ・おひさまエコキュート
- ・おひさまエコキュートと同様の機能を有するエコキュート

(2) ハイブリッド給湯器

- ・おひさまエコキュートと同様の機能を有するハイブリッド給湯器

※太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中沸き上げる機能については、メーカーにお問合せください。

※おひさまエコキュートと同様の機能にするための機器等（特定のリモコン、アダプター等）が、メーカー推奨の範囲内であること。

※オプション代金（HEMS 等）は助成対象経費に含めません。

※新規エコキュート、ハイブリッド給湯器への買い替えも助成対象になります。ただし、助成対象機器一式の購入が必須となり、一部交換は助成対象外となります。

※メーカー保証対象外の設置方法等による申請は、助成対象外となります。

※太陽光発電システムとの連系を確認するために、太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中沸き上げる機能を設定していることが確認できるリモコン画面、アプリ画面等を提出していただく場合がございます。

④下記の全ての要件を満たす太陽光発電システムを併せて新たに設置する、又は既に設置している都内の住宅に、新規に設置されるものであること。

ただし、全量売電など太陽光発電システムで発電された電力を全く使用しない場合は、**助成対象外。**

（新たに設置するとは、エコキュートの領収日以降に太陽光が設置されていること。既に設置しているとは、エコキュートの領収日より以前に太陽光が設置されていること。）

- (1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（国際電気標準会議(IEC)の認証は、有効期限内の製品に限る。）。

(2) 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

(3) 太陽光発電システムの発電出力(kW を単位) が、下記のいずれかの小さい値が、50kW 未満であること。

※太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議(IEC)の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値

※パワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値

⑤上記③、④を満たさない場合は、再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し、当該電力が当該住宅に供給されていること。

	対象メニュー
①	環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している >> 再エネ 100%電力調達要件について リンク先 → https://www.env.go.jp/air/100.html （【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。）
②	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」（令和元年度から2年度）もしくは、九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」（令和3年度から4年度）で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの 例：「みんなでいっしょに自然の電気」

※再生可能エネルギー100%電力メニューは、交付申請兼実績報告日時点で契約していない場合は、助成対象外となります。

※交付申請兼実績報告受付後に再生可能エネルギー100%電力メニュー契約なしから再生可能エネルギー100%電力メニュー契約ありへの変更はできません。

※「2.3 処分の制限」で定める処分制限期間が経過するまで、継続して再生可能エネルギー100%電力メニューを契約していること。

- * 法人が所有、管理する住宅（賃貸住宅、社宅等）の住居の用に供する部分でエコキュート等を使用する場合も対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等にエコキュート等を設置し、店舗又は診療所等のみでエコキュート等を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分でエコキュート等が使用されていないため、助成対象となりません。
- * エコキュート等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請兼実績報告を行うものとします。（助成金事前申込フォームの＜誓約事項＞を必ず確認してください。）

◆リフォーム瑕疵保険等

【要件】

- ① 助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。
- ② 保険加入者は助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。
 - * 他事業と重複しての申請はできません。(契約(証券番号)が異なる場合は可。)
 - * 1 契約の中に対象設備が複数ある場合は、下記のいずれか1つの当該事業で申請してください。
 - ・既存住宅における省エネ改修促進事業
 - ・家庭における蓄電池導入促進事業
 - ・家庭における太陽光発電導入促進事業
 - ・熱と電気の有効利用促進事業
 - ・戸建住宅におけるV2H普及促進事業
 - ・特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業

◆DR 実証

【要件】

助成金の交付額の加算等の対象となる「デマンドレスポンス実証(DR 実証)に参加する場合」の助成対象機器、DR 実証の要件、注意事項は以下のとおりです。

- ① DR実証に参加する場合の助成対象機器
 - ア 助成対象機器は「東京都家庭用アグリゲーター登録要綱(令和6年4月 25 日付6都環公地温第 634 号)」において登録及び公表されている都登録家庭用アグリゲーター(以下「都登録AG(家庭)」という。)の DR 対象機器(DR 実証を行うことができる給湯器(エコキュート等))であること。
※都登録AG(家庭)情報やDR実証の対象のエコキュート等については以下のページをご参照ください。
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/dr demonstration
 - イ 対象機器を購入した際の領収書の日付が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までのものであること。
- ② DR実証の要件
 - ア 都登録AG(家庭)と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG(家庭)が助成対象機器の遠隔監視を行い、遠隔制御(または自動制御)により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のDR及び年間5日以上DR実証契約を締結すること。
 - イ アで締結したDR実証契約に基づき行うDR実証に協力すること。また、DR実証の実施後に当該都登録AG(家庭)が実施するアンケートに協力すること。なお、アンケートは助成対象機器の使用者が回答すること。
 - ウ 助成対象機器の稼働状況データ等を都登録AG(家庭)に提供し、都登録AG(家庭)が当該データ及びアンケート結果(個人情報及び個人が特定できる可能性がある情報を除く。)を都に報告することに同意すること。また報告された分析結果を都が公表することに同意すること。
 - エ 都登録AG(家庭)が代行で申請手続きを行うことに同意し、「熱と電気の有効利用促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について」を公社に提出すること。
- ③ 注意事項
 - ア DR 実証内容の確認
必ず、都登録AG(家庭)又は販売店等からDRの意義、本事業の内容、DR実証の内容

と注意事項（制御による電気代への影響の可能性等を含む）の説明を受けたうえで決定してください。

- イ アグリゲーターの確認 都登録 AG（家庭）の登録は、都や公社が優良な事業者として認定するものではありません。また、都登録 AG（家庭）は、優良な事業者として誤認の可能性がある営業活動等を行うことができません。必ず、事業者についての説明を受けたうえで決定してください。
- ウ DR 実証要件に非該当の場合の助成金返還 実証期間中に、正当な理由なく、DR 実証契約の解約、DR 実証、アンケート、電力データ や稼働データの収集に協力しない場合は、DR 実証参加により増額等された分の助成金 の返還を求める場合があります。なお、交付申請兼実績報告の申請受付後“DR 実証についてく参加しない>からく参加する>への 変更はできません。申請時にご注意ください。
- エ DR 実証に参加する場合においても、IOT 機器に係る経費は助成対象外です。
- オ 「家庭における蓄電池導入促進事業」等他事業での DR 実証に参加していても本事業の加算要件の対象にはなりません。新たに本事業での DR 実証への参加要件を満たす必要があります。

1.5 助成対象経費 （交付要綱第 5 条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第 4 3 に定め、公社が必要かつ適切と認めたものである。

- ①第 12 条による交付申請を行うための第 7 条の規定による事前申込（以下「事前申込」という。）を公社が受け付けた日以降に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。
- ②事前申込の受付日より前に契約締結又は工事をしたものであっても、下表の期間に契約締結又は契約締結及び工事をしたのものについては助成対象経費に含まれるものとする。

契約締結等をした日
令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間

◆エコキュート・ハイブリッド給湯器

機器費（対象設備の購入等に要する費用）及び工事費（消費税除く）

【助成対象経費】

- ・太陽光を使用して日中に沸き上げるエコキュート・ハイブリッド給湯器または、再生可能エネルギー 100%電力を契約し、当該電力が当該住宅に供給されている場合のエコキュート・ハイブリッド給湯器の新規設置にかかる最低限の費用を助成対象経費としております。
- ・助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）。

費目	助成対象経費
機器費	○助成対象事業に必要な本体機器（ヒートポンプ、貯湯タンク、カバー等）の設置に必要な経費 ○付属機器（助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事又は架台等の据付に必要な経費） ○太陽光発電設備との機器連携を行うために必要な経費（ただし、外部機器による制御を除く。）
工事費	○助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事又は架台等の据付工事に必要な経費

- * キャッシュバックについて
 本申請について、原則、助成額をキャッシュバック等（注）に利用しないでください。
 契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出してください。
 なお、商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様とします。

（注）「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事实績のHP掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

【助成対象外経費】

費目	助成対象外経費
代表的なもの	○入替工事に伴う既存設備の撤去・処分費、部材費、雑部材費 ○消費税 ○新規にエコキュートを設置するのに関係のない経費 ○電力会社の手続き代行等の手数料 ○申請代行費 ○HEMS ○販売管理費 ○試運転調整費 ○本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの、又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費 ○室内機に関するもの（床暖房機器費、床暖房に関わる工事費など） ○利便性向上や快適性向上のために、標準装備品からのグレードアップに資するオプションの費用（サブリモコン等） ○IOT 機器に係る経費 ○何らかの手続き等の手数料、申請費

1.6 助成金の交付額 (交付要綱第11条参照)

事業の助成金交付額は、次のとおりとします。

【助成金額】

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とする。

ただし、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

(1) 本事業でのみ助成金を申請する場合

要件	助成金額
太陽光を使用して日中に沸き上げる機能を有している場合	1台あたり上限14万円 ※1,000円未満端数切捨て
再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し、当該電力が当該住宅に供給されている場合	1台あたり上限5万円 ※1,000円未満端数切捨て
DR実証に参加する場合	上記に8万円を加算 ※1,000円未満端数切捨て

(2) 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合（併給）

- ① 本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。
なお、助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、助成対象経費を超えた場合は、超過した額を公社の請求に基づき返還する必要があります。
- ② 国又は他の地方公共団体の補助金交付先が、本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に、国又は他の地方公共団体の補助金を享受する者が、本事業の助成対象者と同一であれば、本事業と併給するものと見なします。

助成対象経費 ≥ ※都の助成金額

+ 国及び他の地方公共団体の重複する補助金の額

※都の助成金額は、

- ① 14万円/台（太陽光を使用し、昼間湧き上げ機能ありまたはおひさまエコキュート）
- ② 5万円/台（再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が住宅に供給されている。）

次の場合は、加算要件

- ③ 8万円/台（DR実証に参加する場合）

※7000円（リフォーム瑕疵保険）は、助成対象経費に関わらず、定額となります。

《国又は他の地方公共団体（区市町村）の補助金を申請する場合の注意事項》

- ① 国又は他の地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受ける場合にあっては、交付決定通知書等の提出が必須となります。

- ② 本事業で交付決定後に国又は他の地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受ける場合にあっては、国又は他の地方公共団体（区市町村）へ申請の方法、条件等確認して、それに従って申請してください。
- ③ 国または他の地方公共団体からの補助金の交付額確定前に、東京都に申請した場合など **都の交付決定通知後の助成金申請金額の増額の変更は受付できません。**

◆リフォーム瑕疵保険等

- ・ 1 契約当たり 7,000 円 **(定額)**

※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業内で 1 申請のみ可能。

1.7 本助成金の事前申込（交付要綱第 7 条参照）

- ① 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、助成対象の契約締結（購入、設置、保険加入）を行う前または、リース等の契約を締結する前に事前申込書、見積書及び誓約書を電子申請を利用して公社に提出してください。
申請方法に注意点がございますので、電子申請の場合は「事前申込の手引き」をご確認ください。

- ② 事前申込 受付期間

＜令和 7 年度申請＞

令和 7（2025）年 5 月 30 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日（申請：当日 17 時まで）

- ③ **事前申込有効期限**

事前申込有効期限は 1 年間です。

1 年以内に交付申請兼実績報告書が提出されない場合、その事前申込は無効となります。

事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。

※事前申込は電灯契約ごとです。二世帯住宅や集合住宅などで電灯契約が複数あり、各々にエコキュート等を設置する場合は、複数の事前申込が必要です。また、連名での申請はできません。

1.8 本助成金の交付申請（交付要綱第 12 条、13 条参照）

- ① 申請は電子申請システムを用いてください。
事前申込を行い、助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「交付申請者」という。）は、交付申請兼実績報告書（第 6 号様式）及び交付要綱別表 2 にかかる書類を、下記②の期限内に電子申請システムを利用して公社に提出してください。
- ② 交付申請兼実績報告 申請期限
交付申請の受付期間は以下の**いずれか早い日**までに申請してください。
 - ・ **事前申込有効期限（事前申込が受理された日から 1 年以内）**
 - ・ **令和 11 年 3 月 30 日**

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

※助成対象設備の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。

※交付申請兼実績報告書の提出後の契約書の日付の訂正は認めておりません。

- ③ **修正や書類提出の連絡に対して6ヶ月間当該不備の修正を行わないときは、申請は撤回されたものとし、書類等は破棄させていただきます。ご注意ください。**
- ④ 過去に東京都及び公社の助成金の交付を受けているエコキュートまたはハイブリッド給湯器について、重複して申請を受理することはできません。既に、令和6年度に助成金を事前申込をしているが、令和7年度に申請しなおしたい場合は、令和6年度の申請を取下げかつ令和7年度の申請要件を満たした場合に対象となります。
- ⑤ 国及び他の地方公共団体による補助金を申請した（申請予定含む）場合は、国及び他の地方公共団体の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。

1.9 手続代行者（交付要綱第14条、第15条参照）

助成対象者は、本手引き「1.7 本助成金の事前申込」及び「1.8 本助成金の交付申請」による助成金の申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受付けませんのでご注意ください。
- * DR実証に参加する場合で、助成金の交付を受けようとする助成対象者は、都登録AG（家庭）に対して、本補助金の交付申請等の一切の手続きの代行を依頼しなければいけません。また、公社が認める場合以外で、当該代行の依頼は、「熱と電気の有効利用促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任状（第6号様式の2）に両者（助成対象者と都登録AG（家庭））の署名（自著）又は記名、押印により合意を締結してください。
- * 必要な許可等について
次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている。
 - ・ 建設業法では、税込500万円以上（建築一式工事にあっては、税込1,500万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込500万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。（建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）
なお、一つの工事を2以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の

額の合計が税込 500 万円以上となる場合は、建設業の許可が必要

(工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。)

- ・ 電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があること。

1.10 助成金の交付決定及び交付額の確定 (交付要綱第 16 条参照)

公社は、「1.8 本助成金の交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付額を確定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付し、1 か月から 2 か月程度で助成金を支払います。

- * 電子で申請された場合、交付決定通知書はマイページ上で確認できる電子通知での発行となります。
※ 手続代行者に申請手続きの代行を依頼する場合を除きます。
- * 手続代行者に申請手続きの代行を依頼する場合、助成金の交付決定通知は封書で郵送にて行います。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合については、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- * 送付先は、原則助成対象者宛てとなります。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、申請の撤回をすることができます。(助成金交付要綱第 18 条参照、交付申請撤回届出書第 9 号様式)
なお、一度申請を撤回した対象設備については、再申請はできませんのでご了承ください。

2.1 助成金交付の条件 (交付要綱第 17 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第 17 条を参照してください。

① 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金等の交付を重複して受給しないこと。

② 現地調査への協力

公社は、対象設備の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象設備から供給される熱等を利用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金事前申込に記載されている〈誓約事項〉を必ずご確認ください。)

③ 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

④ 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象設備を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

⑤ 安全性等の確認

助成対象設備について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象設備の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

⑥ 助成対象機器設置時の騒音・振動の配慮

助成対象機器の設置に当たっては、『騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯器の据付けガイドブック（一般社団法人日本冷凍空調工業会）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守していただきます。

⑦ 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

- ⑧ 助成事業者のうち住宅販売・賃貸事業者は、本事業の実施後、当該住宅を販売又は賃貸する場合、国が公表するガイドラインに従い省エネ部位ラベルの表示に努めることとします。
 国のガイドライン：<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>
- ⑨ 「2.3 処分の制限」で定める処分制限期間が経過するまで、継続して再生可能エネルギー100%電力メニューを契約していること。

2.2 管理、譲渡等の報告等

(交付要綱第9条、第10条、第17条、第21条、第22条、第23条、第24条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象設備の管理を行い、②～⑤、⑦に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ①助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、処分制限期間において善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。
- ②対象機器が相続、法人の合併、分割により事前申込者の地位承継があった場合に、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者(事前申込者)」という。）は、一般承継による事前申込者の地位承継届出書（第1号様式）を公社へ提出をしなければなりません。
- ③事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、契約等による事前申込者の地位承継承認申請書（第2号様式）を公社へ提出しなければなりません。
- ④処分制限期間内に助成事業者は、個人にあっては氏名、住所、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（第10号様式）を提出しなければならない。
- ⑤処分制限期間内に対象設備が相続、法人の合併、分割により地位を継続して保持しようとする者（一般承継事業者）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書（第11号様式）を公社へ提出しなければなりません。ただし、助成対象設備の設置日から処分制限期間が経過するまでの期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。
- また、地位を辞退する場合には、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書（第12号様式）を公社へ提出をしなければなりません。
- 本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。

請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。
 公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に承認を通知します。

- ⑥ 住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に交付要綱第 23 条に規定する内容を記載するものとし、この内容に反することがないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

重要事項説明書記載例

※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが以下の内容について原則全て反映させてください。

エコキュート等（以下「助成対象設備」という。）は、公益財団法人 東京都環境公社（以下「公社」という。）より「熱と電気の有効利用促進事業」の助成金を受けています。助成対象設備を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象設備の管理を行い、③～④、⑥に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 公社の指定する者が助成対象設備の移動状況の現地調査等を行う場合は、譲受者（以下「買主」という。）は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 買主は、助成対象設備について、助成対象設備の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。エコキュート等：6 年）において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象設備に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ③ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書（第 10 号様式）を公社に提出しなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、助成対象設備の譲渡等により当該対象設備の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から速やかに、助成事業者は、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 14 号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑤ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象設備の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑥ 買主は、助成対象設備の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第 17 号様式）を、公社に提出するものとする。
- ⑦ 公社は、助成対象設備の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。

- ⑦ 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 14 号様式）を公社に提出しなければなりません。ただし、助成対象設備の設置日から処分制限期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除きます。

公社は、申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による助成事業者の地位承継 承認通知書（第 15 号様式）により、不承認とする場合は助成事業者の地位承継不承認通知書（第 16 号様式）により、申請者に通知します。

＊ 対象設備の処分制限期間は以下のとおりです。

エコキュート・・・6年

ハイブリッド給湯器・・・6年

＊ 助成事業者は、対象設備の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.3 処分の制限 (交付要綱第 25 条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象設備の処分について制限がありますので、ご注意ください。

①助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象設備の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはなりません。ただし、処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。

＊ 対象設備の処分制限期間は以下のとおりです。

エコキュート・・・6年

ハイブリッド給湯器・・・6年

＊ 処分制限期間は、助成対象設備の設置日（領収日）から起算します。

②助成事業者は、①の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第 17 号様式）を、公社に提出するものとします。

③公社は、上記②の申請を受けたときは、速やかに①の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を②の申請をした者に通知するものとします。

2.4 交付決定の取消し (交付要綱第 26 条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

①助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

②助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき

③対象機器に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.5 不正手続き等に対する措置 (交付要綱第 26 条の 2 参照)

公社は、交付申請者等が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じる場合があります。また、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして措置を行います。

- ① 第 16 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本助成金の返還の請求及び第 28 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求。
- ② 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- ③ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

2.6 助成金の返還 (交付要綱第 27 条参照)

- ① 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- ② 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、「1.6 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- ③ 助成事業者は、①及び②により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- ④ 助成事業者は、③の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 20 号様式）を提出しなければなりません。

2.7 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 28 条、第 29 条参照)

- ① 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。

- ② 助成事業者は、①による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- ③ 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- ④ 助成事業者は、③による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.8 他の助成金等の一時停止等 （交付要綱 30 条参照）

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.9 個人情報の取り扱い （交付要綱第 34 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う助成金等その他補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

2.10 電子申請について （交付要綱第 7 条、第 12 条参照）

本事業に係る手続については、電子申請にて行ってください。

※申請フォームは、本事業 HP に掲載しているリンクよりアクセスしてください。

※電子申請システムによる申請ができない場合は、個別にお問い合わせください。

3.1 申請書類を作成いただく前に

(留意事項：必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
- * 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- * 必要な許可等について
次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている。
 - 建設業法では、税込 500 万円以上（建築一式工事にあつては、税込 1,500 万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込 500 万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。（建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）
なお、一つの工事を 2 以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込 500 万円以上となる場合は、建設業の許可が必要（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。）。
 - 電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があること。

東京都
熱と電気の有効利用促進事業

助成金申請の手引き
(エコキュート等)

R7 Ver1.2

□発行・編集 令和7年8月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 17 階

電話（エコキュート等専用）

03-6633-3826（本事業の制度や事業全般に関するお問い合わせ）
03-6659-3467（本事業に申請済みで、申請に関するお問い合わせ）

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00